

令和6年第6回5月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和6年5月8日(水) 午後4時00分から午後4時40分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 36人中、32人出席
4. 出席委員名
 1. 松橋 正行 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也 6. 杉野森由美子 7. 小笠原 繁
 8. 長谷川勝則 10. 太田 善造 11. 三橋 衛 12. 野宮富喜子 13. 笠井 正己
 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美 16. 菊池 昭二 17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次
 19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣 22. 今 輝義 23. 鎌田 誠
 24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 26. 工藤 恒實 28. 小山内 壽 29. 藤本 正彦
 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫 33. 工藤 宰 34. 横山 治彦
 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹 計 32人
5. 欠席委員名 2. 古坂 光司 3. 高橋 敦樹 9. 田戸岡 誠 27. 長谷川秀樹 計4人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

- 報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第28号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第29号 農用地利用集積計画の決定について
議案第30号 農用地利用集積計画の決定について
議案第31号 つがる市農地移動適正化あっせん基準等の見直しについて

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 次長：村田龍治 係長：宮西正高 主事：一戸想永
専門員：吉田真也 計5人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和6年第6回(5月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、ご多忙のところ総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。
田植えの方も急ピッチで作業が進められており、天気の良い日に田植えができればと思います。

さて、本日は5月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中32名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には7番小笠原繁委員、8番長谷川勝則委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

- 報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第28号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第29号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第30号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第31号 つがる市農地移動適正化あっせん基準等の見直しについて

以上、報告1件、議案6件、計7件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第8号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（一戸主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第8号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和6年5月8日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第8号は、1ページの番号90番から7ページの番号103番までの14件です。解約は田が12件で面積は118,437㎡、畑が2件で面積は16,546㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第26号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、8ページをお開きください。議案第26号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年5月8日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第26号は、8ページの番号129番から18ページの番号147番までの19件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が9件で、田が75,397㎡、畑が5,034㎡、樹園地が1,510㎡、「一般の売買」が1件で、畑が994㎡、「贈与」が6件で、田が17,207㎡、畑が1,541㎡です。また、使用貸借権設定が3件で、田が96,052㎡、畑が210㎡、樹園地が11,565㎡となっております。

全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから7ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われまます。次に、売買価格について説明致します。8ページ、129番の田は総額500万円、10a当り約24万3千円、9ページ、130番の田は10a当り20万円、10ページ、131番の田は10a当り25万円、132番の田は10a当り30万円、133番の田は10a当り6万円、11ページ、134番の田は10a当り25万円、135番の田は総額37万円、10a当り約9万8千円、136番の田は総額41万円、10a当り約28万円、12ページ、137番の畑は総額100万円、10a当り約66万2千円、138番の畑は総額10万円、10a当り約10万円。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第26号の質疑を終結致します。これより、議案第26号を採決致します。おはかり致します。議案第26号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第27号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、15番吉田秀美委員、31番稲葉武彦委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（15番吉田秀美委員、31番稲葉武彦委員が退席）

議長（藤本正彦会長）

それでは、議案第27号について説明を求めます。

事務局説明（一戸主事）

それでは、19ページをお開きください。議案第27号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年5月8日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第27号は、19ページ番号906番と907番、2件です。内訳は所有権移転の「あっせんによる売買」が2件で、田が16,475㎡です。別添の農地法第3条調査書8ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。次に、売買価格について説明致します。19ページ、906番の田は10a当り20万円907番の田は総額50万円、10a当り4万6千円です。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第27号の質疑を終結致します。これより、議案第27号を採決致します。おはかり致します。議案第27号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり許可することに決定致しました。15番吉田秀美委員、31番稲葉武彦委員、入室願います。

(15番吉田秀美委員、31番稲葉武彦委員が入室し着席)

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第28号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

20ページをお開きください。議案第28号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和6年5月8日提出、つがる市農業委員会会長。

番号7番の申請地は、牛潟町の畑1筆で面積が136㎡です。お菓子の製造作業所の新築の申請です。周辺は宅地と農地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。次に番号8番の申請地は、木造館岡の畑2筆で面積が777㎡です。亀ヶ岡自治会の集会所の新築の申請です。周辺は山林と農地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。次に番号9番の申請地は、柏広須の田1筆で面積が1,121㎡です。資材置場及び倉庫の新築の申請です。周辺は宅地と農地であるが、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。1番松橋正行委員、報告をお願い致します。

(1番松橋正行委員報告)

本日、午前10時より、「34」番「横山」委員と私「1」番「松橋」事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

20ページの番号7番の申請の場所は、牛潟公民館より北東に約600メートルに位置し、周辺は宅地と農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見

てまいりました。

次に番号8番の申請の場所は、亀ヶ岡石器時代遺跡より南西に約500メートルに位置し、周辺は山林と農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に番号9番の申請の場所は、JR木造駅より東に約760メートルに位置し、周辺は宅地と農地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第28号の質疑を終結致します。これより、議案第28号を採決致します。おはかり致します。議案第28号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第29号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

それでは42ページをお開きください。議案第29号について説明致します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年5月8日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第29号は、42ページの番号928番と929番です。議案第29号の内訳ですが、「新規の賃貸借」で、田が2件、面積が合計26,455㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第29号の質疑を終結致します。これより、議案第29号を採決致します。おはかり致します。議案第29号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第30号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この案件については、31番稲葉武彦委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(31番稲葉武彦委員が退席)

議長（藤本正彦会長）

それでは、議案第30号について説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

それでは42ページをお開きください。議案第30号について説明致します。

「農用地利用集積計画の決定について」。農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和6年5月8日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第30号は、24ページ 番号911番から913番までです。内訳ですが、「新規の賃貸借」で、田が2件、面積が6,213㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が1件、面積が合計6,394㎡です。議案第30号の合計としまして、田が3件、面積が合計12,607㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第30号の質疑を終結致します。これより、議案第30号を採決致します。おはかり致します。議案第30号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり決定致しました。31番稲葉武彦委員委員入室願います。

（31番稲葉武彦委員が入室し着席）

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第31号つがる市農地移動適正化あっせん基準等の見直しについて」を議題と致します。説明を求めます。

（事務局説明）村田次長

43ページをお開きください。

議案第31号について説明致します。つがる市農地移動適正化あっせん基準等の見直しについて。農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づき、別紙のとおり変更したいので承認を求める。令和6年5月8日提出、つがる市農業委員会会長。

提案理由としては、令和5年3月の国の農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正及び、令和5年9月のつがる市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正に伴い、農地移動適正化あっせん基準及び、その細則の見直しをするものです。あっせん基準とあっせん基準細則については、法改正に合わせた文章表現上の変更であるため省略します。

今回の主な見直しは、あっせん基準面積の変更です。あっせん基準面積は、作物及び経営形態別にその地域における農家の平均の経営面積以上で農業委員会が定めるものとされています。農地移動適正化あっせん事業を利用し農地の売買等を行いたい方で認定農業者又は青年就農認定者になっていない方は、農地取得後の面積がこのあっせん基準面積を超える見込みでなければあっせん事業を利用できないこととなります。

それでは、次の44ページの資料をご覧ください。あっせん基準面積の見直し（案）でございます。現行では、田が木造・稲垣で1まとめ、森田・柏・車力で1まとめで設定しておりましたが、今回の改正でつがる市1本に、また、基準面積は、497aに設定いたしました。この497aというのは、県から示された面積で基準面積は497a以上に設定するよう指導があり497aに設定いたしました。畑（樹園地含む）の140aに関しては、こちらも県の指導により農業センサスのデータを使って算出した面積となります。なお、この総会において、あっせん基準（案）が承認された場合は、県知事の認定を経て正式に決定となります。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があれば)

議 長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第31号の質疑を終結致します。これより、議案第31号を採決致します。おはかり致します。議案第31号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があれば)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり承認致しました。

議 長 (藤本正彦会長)

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程 (案) について (竹内事務局長)

1) 日 時 令和6年6月4日(火) 午後2時00分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2) 日 時 令和6年7月8日(月) 午後2時00分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2. 事務連絡

1) 令和6年度農業委員会新年度交流会収支決算報告 (村田次長)
2) 農地のあっせんについて (吉田専門員)

議 長 (藤本正彦会長)

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

(発言がなし)

議 長 (藤本正彦会長)

以上をもって、「令和6年第6回(5月)つがる市農業委員会総会」を閉会致します。